

議第294号

調停の成立について

次のように調停を成立させる。

平成22年11月18日提出

京都市長 門川大作

事 件 名	京都簡易裁判所平成21年（ノ）第356号損害賠償請求調停事件
申 立 人	
事 件 の 内 容	<p>申立人は、京都市立_____において自己の非行事実について本市の教師らの指導を受けている際に、当該教師らの1人から暴行を受け、右眼窩骨折の傷害を負い、後遺障害として、裸眼視力低下、間欠性外斜視の顕在化及び眼球陥凹の障害を残した。</p> <p>そこで、申立人から、本市に対し、相当額の損害賠償金の支払を求める調停が申し立てられたものである。</p>
調 停 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市は、申立人に対し、本件事件による損害賠償債務として、既払金（金23,409円）のほか、金2,900,000円の支払義務があることを認める。 2 本市は、申立人に対し、前項の金員を、平成23年1月末日限り、申立人の代理人が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。 3 申立人と本市は、本調停条項に定めるほか本件事件に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。 4 調停費用は、各自の負担とする。

提案理由

調停を成立させる必要があるので提案する。